

2026年8月28日 日本学術会議講堂
日本学術会議主催学術フォーラム “こどもまんなか社会” ってなんだろう

不登校、社会的養護等の 子どもたちの居場所

石崎優子

日本学術会議連携会員/関西医科大学小児科学講座診療教授

本講演に関し、開示すべきCOIはありません



関西医科大学
KANSAI MEDICAL UNIVERSITY

本日の話題

- 子ども施策における居場所
- 不登校の子どもたち
- 社会的養護の子どもたち
- 不登校、社会的養護等の子どもたちの居場所とは

○「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」に基づき、**全てのこども・若者**が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（**ウェルビーイング**）で生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の**実現**を目指す。

こども施策に関する重要事項

ライフステージを通した重要事項

こども・若者が権利の主体であることの共有等、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供、こどもの貧困対策、児童虐待防止対策、こども・若者の自殺対策、こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進 等

ライフステージ別の重要事項

こどもの誕生から乳幼児期まで

乳幼児期からの保健医療、
こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの成長の保障と遊びの充実 等

学童期・思春期 居場所づくり、 いじめ防止

ライフデザイン（将来設計）支援 等

青年期

雇用と経済的基盤の安定、
結婚支援、
悩みを抱える若者支援 等

子育て当事者への支援に関する 重要事項

子育てや教育に関する経済的負担の軽減、地域子育て支援、
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参
画促進・拡大、ひとり親家庭への支援 等

こども施策を推進するために 必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映、EBPMの推進、施策の推進体制 等

○小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、「**こどもまんなか実行計画2025**」を策定し、**実施**する。

○特に、以下の3つの領域に重点的に取り組むこととする。

- （1）困難に直面するこども・若者への支援
- （2）未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
- （3）「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

不登校の子どもたち

不登校とは

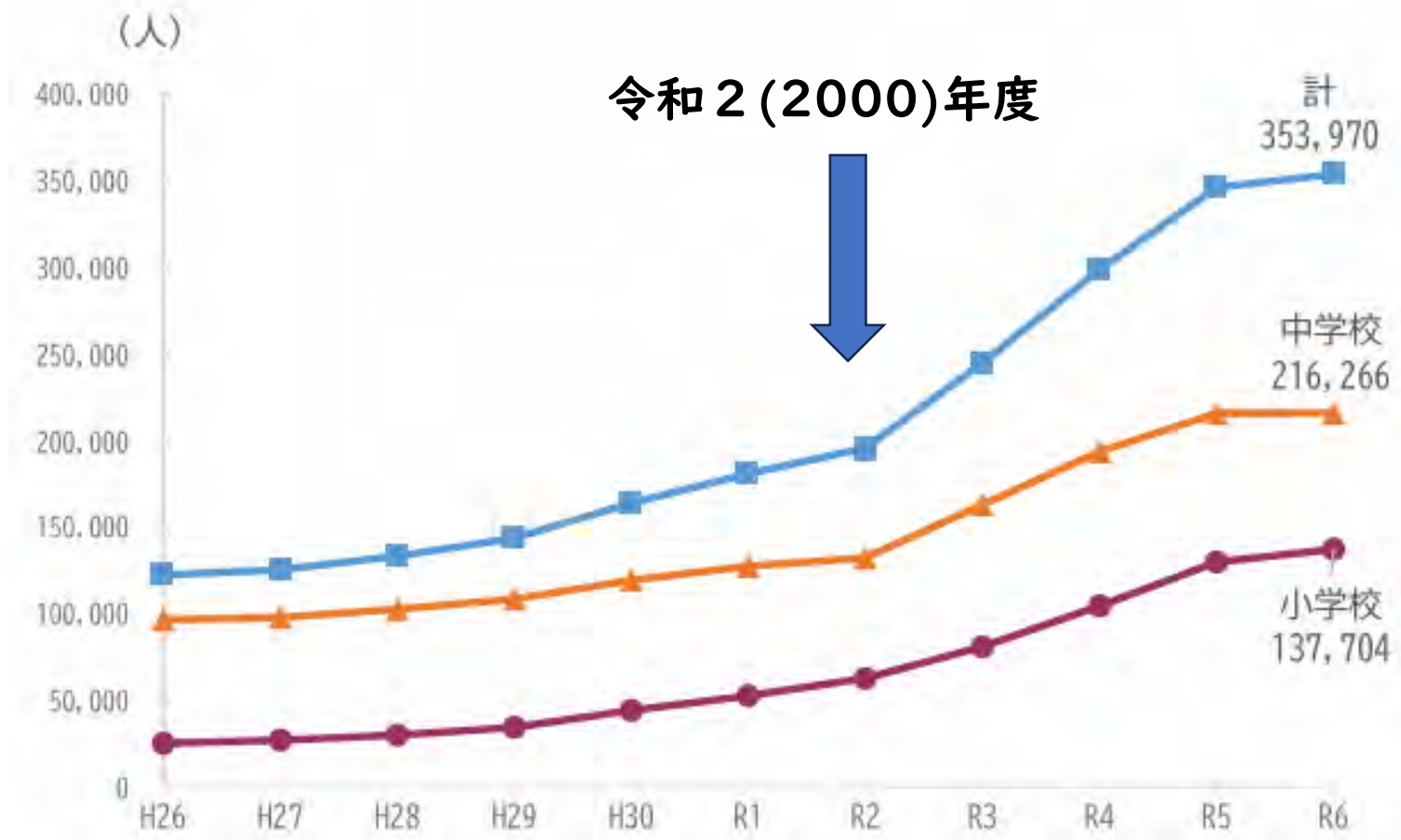
- 文部科学省の定義によると「病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく年間の欠席日数が30日以上となった状態」
- 「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

文部科学省：不登校の現状に関する認識.

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/03070701/002.pdf.

- 「病気ではない」とされている一方、不登校児は頭痛、腹痛、身体各部の痛み、めまい、倦怠感、など様々な身体症状を訴え、自律神経の不調などの何らかの機能的な要因を呈することが多い。

不登校児童生徒数の推移



- 令和2 年度以降の増加が著しく、令和6年は中学校は40人クラスに2, 3人、小学校はクラスに1人に上る。
- 「新規」児童生徒数は、小・中学校ともに前年度から減少しており、一旦不登校に陥ると長期化・遷延化していると考えられる。

不登校の原因

- 学校に行かない（行けない）原因

- ①学校

- ②子ども

- ③家族

- ④学校と子ども（家族）との相性の問題

石崎優子：発達障害の認知の偏りと不登校. 教育と医学 63: 415-421, 2015.

- 対応は、学校、子ども、家族それぞれの支援と、「学校と子どもとの関係性を改善すること」

不登校の子どもの居場所

学校内

保健室

支援教室

それ以外の別室

学校外

適応指導教室

フリースクール

放課後等児童デイサービス

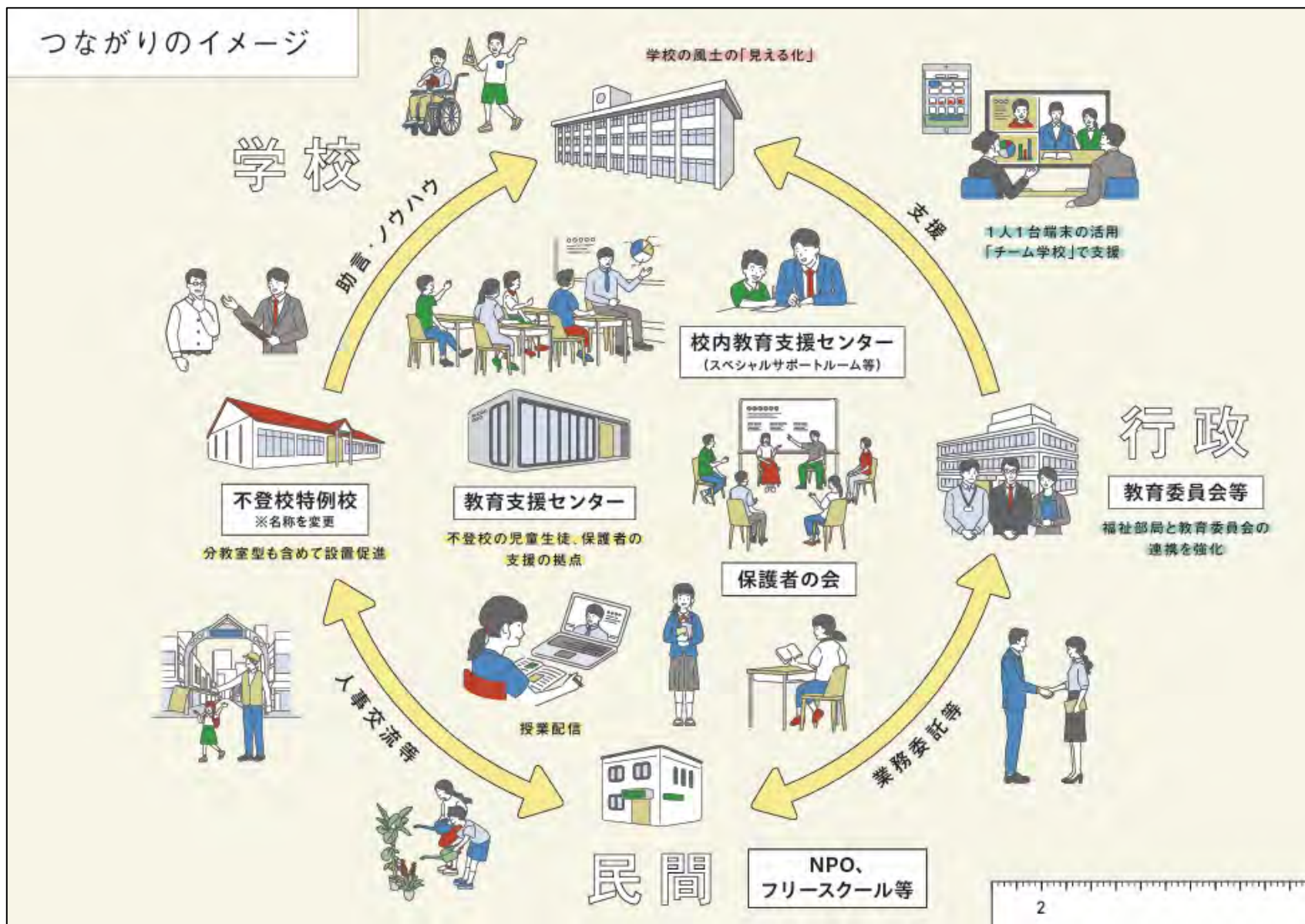
学習塾

家庭

ネット空間

石崎優子. 不登校、社会的養護の子どもたちの居場所. 「こどもまんなか社会」ってなんだろう. ミネルヴァ書房、2026.

COCOLOプランの示すつながりのイメージ



子どもの居場所を学校に限らず、行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要

文部科学省：誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-bb.pdf

不登校の子どもたちの居場所(熊本NEXTEP)

NEXTEPとは

代表挨拶



子どもたちの笑顔あふれる地域社会を目指して
“出会いを大切に、一歩ずつ着実に”

チョコレートを作ったり、店頭で立ったりして、社会経験を積んでいます。



不登校児サポート「フィールド」



本書がスタートしたきっかけは、「不登校児支援」に端を発しています。不登校児は、現在3万人（令和元年）と推定され、文科省の調査によると、不登校児は増加傾向にあります。
調査によると7年連続で増加しており、増える傾向にあるものの学校や家庭だけでは対応が難しいのが現状です。また、不登校児といってもその状況や背景は様々であるため、地域全体で寄り添い、サポートする必要があります。
当会でも様々な支援が提供されていますが、子どもたち自身の保護者は多くサポートが必要としている状況です。そこで、そのサポートを強化し、そして不登校児の居場所の一つとして、NEXTEPでは地域全体による不登校児サポート事業を行っています。



久遠チョコレート熊本



誰もが活躍できる場所「久遠チョコレート」

障害のある人たちがショコラティエとなり、日本中に美味しさを届けている「久遠（くおん）チョコレート」。
シェフショコラティエ野口和男のプロデュースのもと全国の福祉事業所と力を合わせ、誰もが社会で活躍できる場を提供しています。

若い人達のステップアップ

NEXTEPが運営する【久遠チョコレート熊本】では、病気や対人関係への不安、不登校などの挫折経験がある若者が多く働いています。
月に数回だけ通いの学校に通う高校生も、ここでは一人前のショコラティエとして真実にチョコレートと向き合っています。

焼いたり蒸したりしないチョコレートづくりは自分のペースに比較的合わせやすく、作業中に固まってしまったとしても温めれば再チャレンジが出来る食材です。
失敗を経験し過去に自信を失ったことのある若者も、ここでは「再チャレンジできるんだ」と、社会に踏み出した時も何度も挑戦する自信をつけてもらいたいと思っています。



認定NPO法人NEXSTEP. <https://www.nextep-k.com/works/field/>

不登校の子どもの居場所(熊本NEXTEP)



週末だけ開店するやさしい素材でつくられたジェラートやさんが居場所に！



不登校の子どもの居場所(熊本トリノスミカ)

家でも学校でもない3つ目の居場所
ユースセンター「トリノスミカ」がオープン！

“3rd Place Bird”に高校生世代向けベースがOPEN！



なんとなくの違和感
漠然とした将来への不安
頑張りたいけど一歩が踏み出せない
みんなと一緒に何かやってみたい！

トリノスミカとは→



トリノスミカの大切にしたいこと

1

おなかを満たす
こころを満たす

2

それぞれの心地よく
過ごす

3

面合いがみつかる
空間づくり

4

まるごとのいいね！
を大切に

5

心の声に寄り添える
関係性になる

6

得意なおしゃべりを
大切に

7

小さなきっかけを
もちあげる

8

「可能性と信頼」で
関わる



VISION

イマをつくる未来をつくる

MISSION

未来を切り拓くきっかけづくり

ユースセンタートリノスミカは
社会に出る一歩手前、
これからの【暮らしと学び】【今と未来】を考える場所です。

そして、コドモからオトナになり社会に飛び立つ為の練習
の場所です。

それぞれが、それぞれの「未来を切り拓く」「小さなきっかけ」
になる事を願って立ち上げました。

ユースセンタートリノスミカ <https://3rdplacebird.com/>

不登校の子どもの居場所(熊本トリノスミカ)



スミカの窓から、外の世界が見え、子どもたちはスミカで過ごした後に社会に巣立っていく。



社会的養護の子どもたち

社会的養護とは

- 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを意味する。

厚生労働省：社会的養護.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

- わが国では諸外国に比較して施設養育が多く、里親等による家庭養育が少ないことが指摘されている。
- 平成28年8月、厚生労働省は「新しい社会的養育ビジョン」において「7年以内に6歳以下の未就学児の75%を里親委託」という目標を掲げた。

厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会：“新しい社会的養育ビジョン”

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku->

社会的養護を要する子どもたち

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されている子ども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童自立生活援助事業所に入所している子どもは、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	17,381世帯	5,181世帯	6,406人		ホーム数	487か所
		専門里親	14,725世帯	4,180世帯	5,027人			
		養子縁組里親	712世帯	170世帯	208人			
		養子縁組里親	7,364世帯	326世帯	353人			
	親族里親		632世帯	580世帯	818人		委託児童数	1,810人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所		
						I 型	II 型	III 型
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上その他の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上その他の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 <実施場所> I 型…児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム) II 型…母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 III 型…ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅		
						369か所	58か所	204か所
						2,345人	132人	766人
						1,465人	93人	224人
						1,456人	83人	371人

- ・ 社会的養護の子どもの数は4万2千人。
- ・ 施設養育は80%、里親委託やファミリーホーム等の家庭的養育は約20%。

子ども家庭庁：社会的養護の推進に向けて。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5d5e3ff4/20251218_policies_shakaiteki-yougo_150.pdf

新しい社会的養育ビジョン（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。

1. 市区町村を中心とした支援体制の構築
2. 児童相談所の機能強化と一時保護改革
3. 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
4. 永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底
5. 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもへの自立支援の徹底

里親制度と特別養子縁組制度

里親：要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度

- ・ **養育里親：要保護児童を対象とする。**
- ・ **養子縁組里親：要保護児童を対象とする。**
- ・ **親族里親：当該親族里親に扶養義務のある児童を対象とする。**

厚生労働省：里親制度の現状と課題

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000086861.pdf

養子縁組：養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度

- ・ **特別養子縁組：縁組により実親子関係が終了する。**
- ・ **普通養子縁組：縁組後も実親子関係が存続する。**

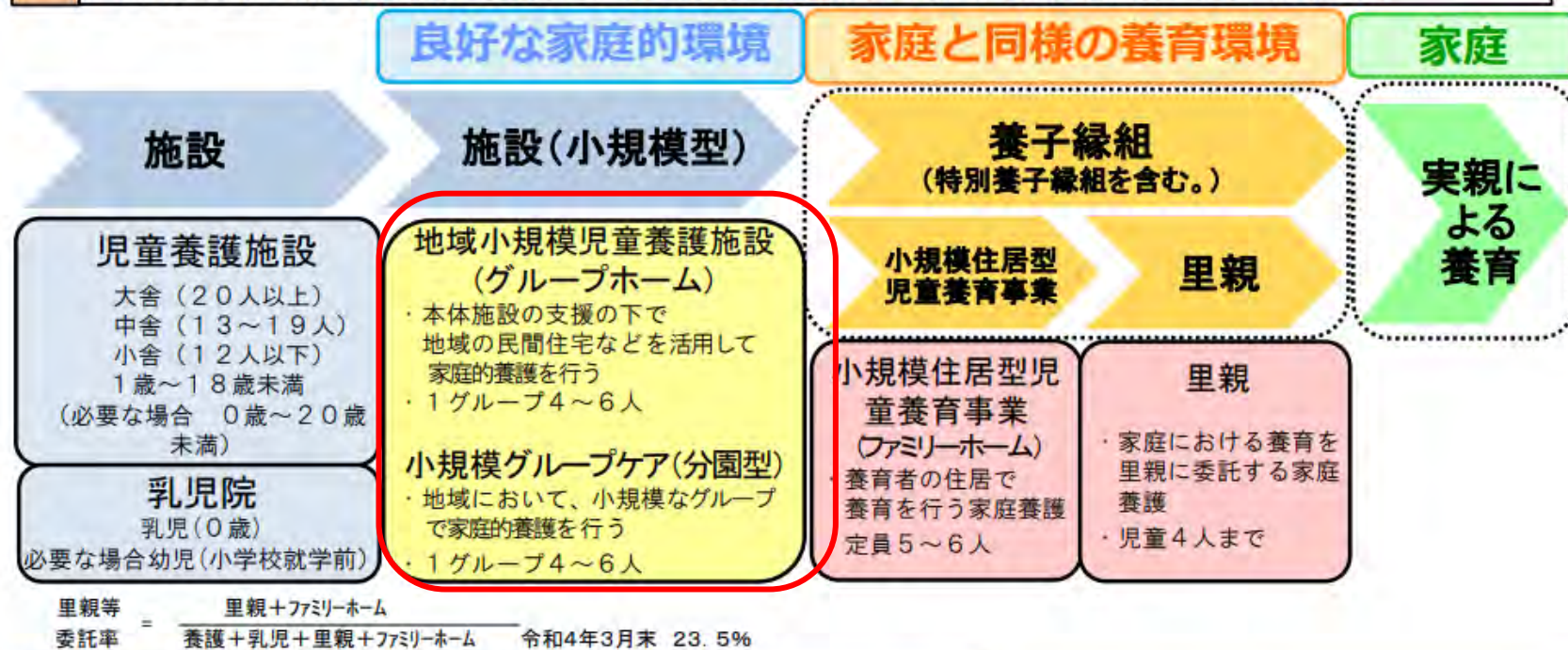
法務省：養子縁組について知ろう

<https://www.moj.go.jp/MINJI/kazoku/youshi.html>

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

施設の小規模・分散化とは

- ・こども家庭庁は、大規模な施設での養育から、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく方針を打ち出した。

子ども家庭庁：社会的養護の推進に向けて、

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5d5e3ff4/20251218_policies_shakaiteki-yougo_150.pdf

- ・施設に関しては、「大舎制」と呼ばれる大規模施設から、施設の小規模化と地域分散化を進める。

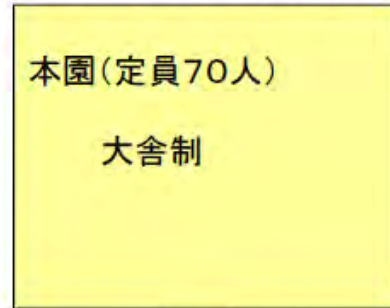
厚生労働省：児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護 の推進のために（概要）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working4.pdf

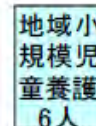
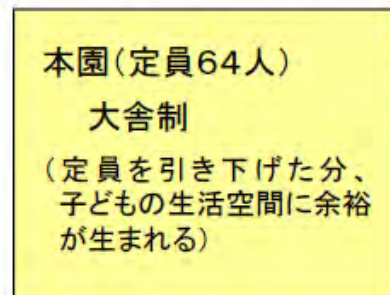
7 児童養護施設の小規模化のステップ例

例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

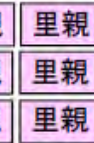
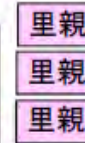
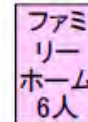
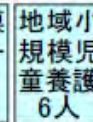
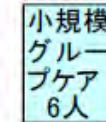
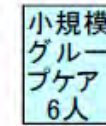
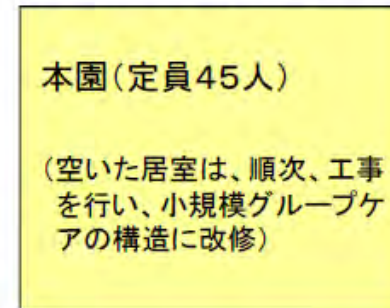
①現状(定員70人大舎制の例)



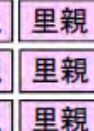
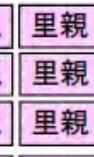
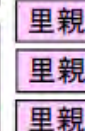
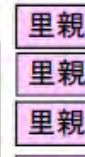
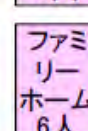
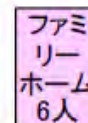
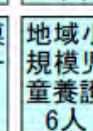
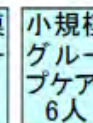
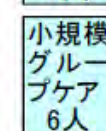
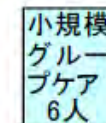
②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす
里親支援をしながら里親委託を進める
⇒本園の定員を更に引下げ



④本園を全ユニット化する



社会的養護の子どもたちの居場所(静岡)



小規模・小舎制にする場合、職員の精神的負担
が大きい。大舎制の場合は、「(スタッフ)みんな
でみる」ことにより、負担は軽減される。



社会的養護の子どもたちの居場所(福岡)



戦後スタートした大舎制の施設を改築していく。大舎制でもできる工夫はしている。



社会的養護の子どもたちの居場所(神奈川)

施設内で数人1室のユニットを作っている。



社会的養護の子どもたちの居場所(フィンランド)

- 子どもの支援レベルに合わせた施設が3種類ある。支援レベルが高い施設に入っている等、心理的、精神的問題を持っている等、より専門性の高い支援が必要な場合はスペシャルレベルへ入所する。
- ベーシックレベルでは施設には6-7人の子ども（性別、年齢は統一しない）が入所する。トイレ、シャワーは男女別で、個室があり、プライバシーが守られている。



社会的養護を巣立った若者の居場所 (コンパスナビ)

ABOUT US

コンパスナビとは

代表理事メッセージ

社会全体で温かく若者を支える。
そんな文化を築きたい。

私たちの活動は、2015年に実施した児童養護施設を巣立つ子どもたちへの就職支援活動からスタートしました。

社会に巣立つ際に様々な不安や悩みを抱え、就職活動のサポートを受けることができる活動支援活動を実施。埼玉県内の児童養護施設を巣立つ18歳～25歳に限定したIAC（インターアクト・コエディテーターズ）のCSR活動がコンパスナビの前身となりました。

コンパスナビは、巣立つ前や巣立つ後の様々な不安や悩みを抱え、就職活動のサポートを受けることができる活動支援活動を実施。埼玉県内の児童養護施設を巣立つ18歳～25歳に限定したIAC（インターアクト・コエディテーターズ）のCSR活動がコンパスナビの前身となりました。



児童養護施設は、原則18歳で卒園（退所）、最長では22歳まで（改正児童福祉法、2022）。その後の若者の居場所を、児童養護施設経験者たちが支えている。

コンパスナビ

<https://compass-navi.or.jp/index.html>

クローバーハウスってどんな場所？

児童養護施設や里親など、社会的養護出身の若者は、社会に巣立つときに一人での生活を余儀なくされます。クローバーハウスは、そうした若者たちが安心して自由に過ごせる居場所として、また悩みや様々な相談を受ける場所にもなっています。



社会的養護を巣立った若者の居場所 (まこハウス)

朝日新聞 記事

会いたくなったらおいで 児童養護施設巣立った若者に 「まこハウス」

2024年12月13日 10時20分 有料記事

寺崎省子



参考：achaproject
<https://achaproject.wixsite.com/website-1>



Three flags 希望の狼煙.
<https://three-flags-kibou-noroshi.jimdosite.com/>



不登校、社会的養護等の子どもたちの居場所は

- 不登校、社会的養護等の子どもたちの居場所は、学校、適応指導教室、施設、里親(養親)宅とは限らない。
- 学校、施設、里親(養親)その他のいずれにおいても、単独で子どもたちを支援することは困難である。
- 子どもたちが生きる地域のあらゆるリソースが連携し、社会で子どもを育て、支援することが望まれる。